

建設局職員不祥事防止委員会まとめ

平成28年8月23日
千葉市建設局

1 建設局職員不祥事防止委員会の設置・開催

(1) 設置目的

建設局下水道建設部下水道施設建設課の元職員（以下「元職員」という。）が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」という。）違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で、平成28年1月7日に逮捕されたことを契機として、建設局職員の不祥事防止の徹底を図ることを目的に、同年1月18日に本委員会を設置した。

(2) 所掌事務

- ア 不祥事防止対策の検討及び推進に関すること
- イ 不祥事防止のための職場での取組状況の確認及び意見交換に関すること
- ウ その他委員会が必要と認める事項

(3) 組織

委員長：建設局長

副委員長：建設局次長

委員：土木部長、道路部長、下水道管理部長、下水道建設部長、
中央・美浜土木事務所長、花見川・稲毛土木事務所長、若葉土木事務所長、
緑土木事務所長、建設総務課長、維持管理課長、技術管理課長、道路計画課長、
下水道経営課長、下水道計画課長

（計16名）

(4) 開催経過

平成27年度

第1回	H28. 1. 18（月）	委員会の設置、今後の進め方、不祥事の概要報告、不祥事防止対策の検討
第2回	H28. 2. 2（火）	不祥事防止対策の検討
第3回	H28. 2. 15（月）	不祥事防止対策の検討

平成28年度

第1回	H28. 5. 11（水）	不祥事防止対策の検討
第2回	H28. 7. 27（水）	建設局職員不祥事防止委員会まとめ（案）の検討
第3回	H28. 8. 5（金）	建設局職員不祥事防止委員会まとめの決定

2 本件不祥事の概要

(1) 経過

元職員が、平成26年度に担当していた下水道施設の実施設計業務委託の入札に関して、特定の事業者の社員に秘密事項を教示し、入札の公正を害すべき行為を行ったとして、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で、平成28年1月7日に千葉県警察に逮捕され、同年1月27日に官製談合防止法違反罪で起訴された。

その後、千葉地方裁判所における公判を経て、同年7月14日に、元職員は官製談合防止法違反により懲役1年6月（執行猶予4年）の判決を受けた。

(2) 公判等において明らかになった事実等

ア 特定の事業者の社員からの依頼を受け、携帯電話のショートメール機能を用いて、入札実施前に当該業務委託の設計金額を教示した。

イ 設計実績のある事業者に受注させることで、品質保持や折衝等が円滑に進むことを期待したことが動機とされた。

ウ 元職員の規範意識は相当に弛緩していた。

エ 当該事業者から賄賂を受け取ったことは確認されなかった。

3 本件不祥事における背景・原因

(1) 元職員の個人的な要因

ア 近年、工事や実施設計の入札において不調が発生しており、工事を計画的に進めていくために、予定通りに実施設計を執行しなければならないという重荷があった。

イ 設計実績のある事業者に受注させることで、品質保持や折衝等が円滑に進むことを期待した。

ウ 長年にわたり下水処理場やポンプ場の改築に係る業務を担当しており、事業者との間で慣れ合いがあった。

エ コンプライアンスに対する意識に甘さがあった。

(2) 職場における要因

ア コンプライアンスに関する理解が十分とはいえなかった。

イ 各職員の行動や業務の進捗状況等が十分に把握されていなかった。

4 建設局職員のコンプライアンス認識状況等に関するアンケート

(1) アンケート調査の概要

ア 調査対象者 建設局に所属する職員（再任用職員を含む。技能労務職は除く。）

イ 調査期間 平成28年1月25日（月）～1月28日（木）（4日間）

ウ 調査項目 コンプライアンスの認識、契約業務等に関する取扱い 等

(2) アンケート結果

ア コンプライアンスに関する意識の現状

- ・「千葉市職員等からの公益通報に関する要綱」又は「千葉市職員の公正な職務の執行の確保に関する要綱」の内容を知らない者がいた。

イ 契約業務等に関する各職場の現状

- ・設計書の写しの保管場所について、鍵の掛からないロッカーや机の中としている者がいた。
- ・職員同士の行動の把握が十分にできていない職場があった。
- ・事業者への対応について、状況によっては、一人で行っている職員がいた。
- ・業務を自宅に持ち帰ることを良くないとは思わない職員がいた。

(3) アンケート結果を受けての考察

- ・啓発活動の強化や研修を実施する必要がある。
- ・情報漏えいを防止するため、鍵の掛かるロッカー等への保管や、自宅での業務禁止（在宅勤務制度を除く。）について、周知徹底する必要がある。
- ・透明性を確保するためのルールを決める必要がある。

5 再発防止対策

＜平成28年7月までに実施したもの＞

(1) 職員のコンプライアンス意識の徹底

ア 不正防止に向け、やってはいけないことや、不当な問い合わせへの対応方法を具体的にあげた行動チェックシートにより、各職場において3か月に1度確認し、その結果を所属長から所属職員に周知している。

イ 非違行為を行ってしまうと、市政に対する市民からの信頼を失うとともに、職員本人やその家族が生活基盤を失い、悲惨な状況になること等を周知し、緊張感とともにコンプライアンス意識を徹底させるため、朝礼等を活用し、月1回はコンプライアンスに関する啓発を行っている。

ウ 法令違反や情報漏洩がないかなど、自らの行動を再確認するための項目を一覧にした「コンプライアンスチェック」ペーパーの各職場内での掲示等を行った。

(2) 情報漏えい対策

ア 発注関係部署への事業者の出入り制限

- ・入室に際しての注意文書を掲示した。
- ・職員に許可を得ないと入室できない対応をとった。

イ 机上の整理整頓

- ・退庁時は、机上に書類を置いたままにしない。
- ・設計書等は、鍵のかかるロッカー等に保管する。
- ・離席時に設計書等は伏せるとともに、パソコンの蓋閉じを徹底する。

ウ 個人所有の携帯電話等による事業者への連絡の原則禁止

- ・事業者への連絡は、緊急時等のやむを得ない場合を除き、原則として、職場の固定電話により連絡をとる。

(個人所有の携帯電話をやむを得ず使用した場合は、上司に報告する。)

エ 職員相互での確認体制づくり

- ・原則として、職員一人での打ち合わせや現場対応をしない。
- ・事業者から入札等に関する話や問い合わせがあった場合、記録に残し、直ちに上司に報告する。
- ・その日の出来事は、メモ等で記録に残し、後に確認できるようにする。

オ 入札状況の確認

- ・各所属で発注した業務委託や工事の入札結果（入札調書）を上司に報告し、組織で情報を共有化する。

＜平成２８年８月以降実施していくもの＞

（１）職員のコンプライアンス意識の徹底

ア 継続的な研修会の開催

- ・官製談合のイメージビデオで研修を実施
- ・公正取引委員会等の外部講師による研修を実施

イ 「建設工事等に係る発注者の綱紀保持に関する手引き」（平成２８年８月作成）を建設局内へ周知

（２）情報漏えい対策

ア 見積りの透明性・公平性・客観性の確保

- ・委託業務の予定価格設定にあたり、特殊条件などにより見積り先が限定される場合の調査方法を検討

（３）その他

ア 建設局所管業務委託への電子入札の導入（平成２８年１０月実施予定）

イ 業務委託について、価格と価格以外のものを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式での発注を増やすことを検討

ウ 業務委託について、本市で試行実施している簡易公募型プロポーザル方式の適用を検討